

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年11月8日 09時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市伯方港南東方沖 伯方港一文字防波堤北灯台から真方位117° 300m付近 (概位 北緯34° 12.3′ 東経133° 08.0′)
事故の概要	漁船脩弥丸は、北進中、また、プレジャーボート海尻丸は、船首を北北西方に向けて漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月19日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 脩弥丸、2.3トン HS3-50510（漁船登録番号）、個人所有 第273-11870号（船舶検査済票番号） B プレジャーボート 海尻丸、0.6トン HS3-50834（漁船登録番号）、個人所有 第270-15035号（船舶検査済票番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが後部甲板左舷側で、遠隔操縦装置を使用して立って操船に当たり、約3ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で潮上りを繰り返しながら北進中、操舵室の後方ドアの不具合を調整していたところ、船首方至近にB船を認め、主機を後進運転としたが、A船の船首部がB船の左舷船尾部に衝突した。 船長Aは、航行中にドアの不具合の調整を行わず、操船に集中して前路の見張りを行っていれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人1人を乗せ、船首を北北西方に向け、船長Bが、後部甲板左舷側で、同乗者が前部甲板左舷側でそれぞれ腰を掛けて釣りをしながら漂流中、左舷船尾方にA船を認め、A船に向かって大声で合図を行ったが、A船と衝突した。 船長Bは、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。 船長Bは、本事故時、釣りに集中していたが、もう少しこまめに周

	<p>囲の様子を確認していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本事故発生海域付近には、本事故当時、多数の釣り船が潮上りを繰り返しながら釣りを行っていた。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、後部甲板において操舵室のドアの不具合を調整しながら潮上りを行っていたことから、前路で漂泊中のB船に接近していることに気付くのが遅れ、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北北西方に向けて釣りをを行いながら漂泊中、船長Bが、釣りに集中しながら漂泊を続けたことから、左舷船尾方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が船首を北北西方に向けて漂泊中、船長Aが、後部甲板において操舵室のドアの不具合を調整しながら潮上りを行い、また、船長Bが、釣りに集中しながら漂泊を続けたため、互いに接近する状況に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、周囲に多数の釣り船が存在し、潮上りを繰り返す場合、操船に意識を集中し、前路の見張りを適切に行うこと。 ・ 船長は、漂泊する場合、釣りに意識を向け過ぎず、こまめに周囲の様子を確認するなど適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくとともに衝突の危険を感じた際、注意喚起を行うこと。